

児童虐待防止対策及び社会的養育の予算の抜本的拡充を求める決議

平成二十八年に児童福祉法等の一部を改正する法律が全会一致で成立し、子どもが権利の主体であることを位置づけるといふ大きな視点の転換がなされるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。さらに、改正児童福祉法を具現化する「新しい社会的養育ビジョン」に基づいた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下、「策定要領」）が、本議連との合意の後、本年七月六日付局長通知として発出され、ここに我が国子ども家庭福祉のパラダイム転換が全都道府県でスタートすることとなった。

こうした流れの中で、平成三十一年度予算は、当該「策定要領」に基づいた全ての項目が、都道府県において実現されるべき最初の年度になることに鑑みて、従来の予算を抜本的に見直した予算編成とすべきである。

一方で、「策定要領」の議論を行っている最中に発生した東京都目黒区の五歳の女児虐待死亡事件など死亡事例が後を絶たない状況にある。このことは、児童虐待防止対策のさらなる強化が必要であることを示しており、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づく児童相談所・市町村等の体制強化は優先して実現すべきものである。

また、里親等の委託率については、全国平均で二割弱に留まり、伸び率も毎年一％程度と低く、自治体間格差も大きい状況となっているなど、家庭養育優先原則が徹底されているとは言いがたい。さらに要保護児童の多くが保護、支援を必要としながら家庭内に取り残されていると推察されることも踏まえると、一時保護解除の際の医療機関との連携強化等を含め、広範な改革を同時かつ迅速に進める必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」（平成三十年六月十五日閣議決定）において、児童虐待防止対策をはじめとする社会的養育を「迅速かつ強力に推進する」と明記されている。

については、当議連として、以下の事項についての予算の抜本的拡充を政府に対して強く求める。

一 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の各項目の実現を図るために必要となる以下の事項の確実な実現

- ・ 「訪問アドボケイト」など子どもの権利を代弁する方策に対する予算措置および子どもへの権利擁護に関する仕組みの構築
- ・ 市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置促進
- ・ 児童家庭支援センターの機能強化
- ・ 民間フォスターリング機関への十分な予算措置
- ・ 特別養子縁組制度を必要とする子どもが全て利用可能とする民法改正の迅速な実現および養子縁組支援体制の強化
- ・ 職員と子どもとが、例えば、一対一以上の配置基準とするなど、手厚いケアが可能と

- なる児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進
- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行う高機能化施設等における職員配置基準の抜本的強化
 - ・ 施設が行う家庭養育支援に対する、在宅支援措置費の創設など十分な予算措置
 - ・ 既存の一時保護所の小規模化および環境改善に向けた改築にかかる予算措置、および、小規模化された一時保護所および一時保護専用施設の職員の配置基準の抜本的強化

二 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成三十年七月二十日）に基づく児童相談所・市町村の体制強化をはじめとする児童虐待防止対策の強化

- ・ 児童福祉司の専門性の強化
- ・ 児童相談所の弁護士・医師等の専門職配置の促進強化
- ・ 中核市、特別区における児童相談所設置の促進強化
- ・ 市町村職員および市町村が設置する子ども家庭総合支援拠点に関わる人件費にかかる予算措置の強化
- ・ 子ども家庭福祉に関わる市町村職員および児童家庭支援センター職員に対する研修の法定化および研修機能の強化
- ・ フォスタリング機関、一時保護所および児童養護施設等の代替養育に従事する職員を対象とした研修機関の新設と研修機能の強化
- ・ 児童相談所および一時保護所を評価する機関の創設

以上決議する。

平成三十年八月二十九日

自由民主党「児童の養護と未来を考える議員連盟」